

令和7年4月に開校予定

城北中学校区新統合小学校開校に向けた検討が始まりました

新統合小学校建設基本計画 検討委員会を設置

城北中学校区の泉台小学校舎（写真右）南側の現グラウンド敷地に建設予定。



校、常盤小学校、東小学校、戸狩小学校の4校を統合し令和7年4月の開校を予定している城北中学校区新統合小学校について、教育方針や教育内容、またその実現に向けた施設等を検討し「城北中学校区新統合小学校建設基本計画」を策定するため、市では6月に城北中学校区新統合小学校建設基本計画検討委員会を設置しました。



7月の第2回検討委員会では先進地視察として佐久市の小学校を視察。

6月30日に開催した第1回では、委員長を新家智裕飯山市副市長、副委員長を松木英文飯山市教育長が務めること、今後の進め方等について確認。7月29日の第2回では、佐久市の小学校の視察、基本計画に盛り込む教育方針、教育内容、施設等についての意見交換等が行われました。

本委員会は地域住民、保護者、教育関係者26名で組織され、教育関係者26名で組織され

城北中学校区新統合小学校建設基本計画は、飯山市第2次教育大綱に沿った教育方針のほか、開校までの取り組み、施設の内容、通学路や通学方法、児童クラブの設置方法など、統合小学校の基本的な事項を定める計画で、10月の当該小学校区での地域説明会を経て、11月中に策定する予定です。

建設スケジュール

今年度、統合小学校の基本設計業務を行っており、建設

北竜湖でトップ選手が熱戦 第42回北信越国民体育大会カヌー競技開催

7月17日・18日の2日間、瑞穂地区の北竜湖で第42回北信越国民体育大会カヌー・ス



力強いパドル操作でデッドヒートを繰り広げるカヤック種目の選手たち。

プリント競技が行われました。スプリント競技は、流れのない直線コースで一斉にスタートし着順を競う競技で、水がかくためのパドルの両端に水かきがある「カヤック」と、片側だけに水かきがある「カナディアン」があります。

今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、無観客での開催となりましたが、大きいものでは大型バスと同じぐらいの長さがあるカヌーをパドルで操り、数艇が一斉にゴールを目指す迫力ある



片膝を立てパドルをこぎ続けるカナディアン種目の選手。

レースが繰り広げられました。飯山市は、令和10年に開催が予定されている国民スポーツ大会のカヌー競技（スプリント）会場として内定しており、今後もカヌーの競技としての魅力や、アクティビティとしての楽しさを市民の皆さんに紹介していく予定です。

夏休み体験教室

小中学生がカヌーを体験!

8月2日～4日の3日間、「夏休み体験教室」として小学校1年生から中学校1年生までの延べ38名が参加しカヌー体験教室が行われました。

体験教室では講師から基礎的な指導を受けた後、参加者が2人ずつ分かれカヌーに乗り込み、実際に湖上でカヌーを操作しました。最初は苦戦していた参加者も1時間ほどでスムーズに進めるようになると、講師の指導のもと、水に飛び込んでみたり、平らな専用のボードの上でパドルを漕いで進む「SUP（サップ）」を楽しんだりしました。



最初は不安定だった操作も最後には上手に進めるほど上達。



SUP体験を楽しむ参加者たち。

令和7年開校に向けた建設予定

- 令和3年度
 - ・建設基本計画策定
 - ・校舎等基本設計
- 令和4年度
 - ・校舎等実施設計
- 令和5年度～6年度
 - ・校舎等建設工事

基本計画検討委員会が出される意見・要望のほか、学校の先生や保護者からも意見等を聞きながら年末までに基本設計をまとめ、令和4年度に実

施設計、令和5年度～6年度に建設工事を行う計画です。
その他、通学や開校準備も順次実施

具体的には統合小学校の通学方法、児童クラブの運営方法、校歌の制作などの検討は来年度以降、順次行う予定です。

第48回飯山市駅伝大会

開催中止のお知らせ

10月10日（日）に開催を予定しておりました、第48回飯山市駅伝大会は、大会実行委員会にて開催中止を決定いたしました。

大会実行委員会では、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況の中、感染防止対策を講じながら安全に大会を開催することは困難であると判断し、昨年の第47回大会に続きやむを得ず中止の決定に至りました。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(お問い合わせ)
スポーツ推進室スポーツ推進係
電話 67-0746 (直通)

人権学習シリーズ

差別戒・法名から私が問われていること

市人権同和・男女共同参画地域推進員会長

明徳寺住職 常盤井 智行

差別戒・法名とは

戒・法名は仏教に帰依をした証として名の仏弟子としての名前です。だから本来は生前に名のるものです。

しかし、江戸幕府による全ての家が寺の檀家となる制度のもと、寺の住職が所属檀信徒すべてに戒・法名を付けるようになると、戒・法名は死後のおくり名の意味を持ち始め、また生前の地位を表すものとなっていきます。

その中でとりわけ被差別者に対して、意図的に差別的な文字や表現を用いていた戒・法名を差別戒・法名といいます。

差別戒名の手引書

差別戒名の手引書がありました。ある手引書には「いのちの平等を説いたお釈迦様の弟子の名前ならば、戒

名をつけるに身分・職業によって違いをつけることは無用に思う。しかし昔からの決まりによって、被差別のものには平人と混同しないようつけるべき(意趣)」とあり、本当はこうだけれども、お上が決めたことやみんなが言うことには従っておこう、という姿が見取れます。

差別戒・法名から私が問われていること
私のお寺でも1997(平成9)年まで法名に格差がありました。そしてお釈迦様はこう言っているけれど世間はこうだからと考える私がいます。

差別戒・法名と向き合うことは、「仏教とは部落差別をする教えですか、地位や上納金の多寡によって仏弟子の名前に格差をつける教えですか」という被差別者からの問いに真摯に向き合い、まず私の差別体質を改めていく歩みであると考えています。